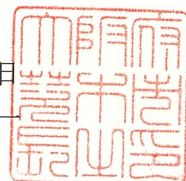


茨木市公告第8号

茨木市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル公告について

茨木市業務改革（BPR）支援業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和5年4月12日
茨木市長 福岡 洋一



プロポーザルの概要

1 業務の概要

(1) 業務名

茨木市業務改革（BPR）支援業務

(2) 業務の目的

各所属がより効率的で効果的に業務に取り組むため、専門的見地をもとに業務分析や業務改善を支援することにより、職員自らが自主的に業務を見直す体制の定着を図る。

(3) 業務内容

「茨木市業務改革（BPR）支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

金12,815,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 本市の物品等入札参加資格審査申請書類を提出すること。候補者となった者のみ、

本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。

ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿にすでに登載されている者については、この限りではない。

- (2) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外期間でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する場合又は同項第 7 号の規定する場合に該当しないこと。
- (5) 過去（前年度までの 5 年間）に、官公庁における本業務と同種又は類似の業務の履行実績があること。

5 プロポーザル実施要項について

「茨木市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル実施要項」のとおり

6 日程

質問期限	令和 5 年 4 月 19 日（水）まで
質問に対する回答	令和 5 年 4 月 21 日（金）
参加申込期間	令和 5 年 4 月 12 日（水）から令和 5 年 4 月 26 日（水）
参加資格審査結果通知	令和 5 年 4 月 28 日（金）
企画提案書提出期間	令和 5 年 4 月 28 日（金）から令和 5 年 5 月 10 日（水）
辞退届提出期間	令和 5 年 4 月 28 日（金）から令和 5 年 5 月 2 日（火）
第 1 次審査	令和 5 年 5 月 12 日（金）（予定）
第 1 次審査結果通知	令和 5 年 5 月 15 日（月）（予定）
第 2 次審査	令和 5 年 5 月 19 日（金）（予定）
第 2 次審査結果通知	令和 5 年 5 月 22 日（月）（予定）
契約締結	令和 5 年 6 月 1 日（木）（予定）

7 担当部署

茨木市企画財政部DX推進チーム

担当者：石橋

T E L：072-647-2915（直通）

E-mail：dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp